

# 報 道 資 料

平成26年6月2日  
総務部 総務課  
県政情報係 新谷、松石  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2388、2344

## 奈良県情報公開審査会の第156号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第200号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成26年5月30日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 用地対策課
- ◎ 対象行政文書：〇〇町〇〇における協定単価（〇〇〇円/㎡）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に提示・決定されました。1. その有効期限 2. 〇〇〇円/㎡の鑑定書等の根拠 3. 協定単価より高く買収された事例（単価）・安く買収された事例（単価）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：ア 協定単価（〇〇〇円/㎡）の有効期限  
イ 協定単価（〇〇〇円/㎡）の鑑定書等の根拠  
ウ 協定単価より安く買収された事例（単価）
  - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア及びウ  
当該文書を作成又は取得していないため  
イ 上記不開示部分のイ  
保存期間の満了により、当該文書を既に廃棄したため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

#### ○行政文書の不存在について

異議申立人は、「〇〇町〇〇における協定単価（〇〇〇円/㎡）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に提示・決定されました。1. その有効期限 2. 〇〇〇円/㎡の鑑定書等の根拠 3. 協定単価より安く買収された事例（単価）」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため、又は、保存期間の満了により、当該文書を既に廃棄したため不存在であると主張しているため、以下検討する。

#### (1) 協定単価の有効期限

本件開示請求のうち「1. その有効期限」については、県道大和郡山広陵線道路事業において、実施機関が地権者に提示したいわゆる協定単価が効力を有する期限について記載した文書の開示を求めているものと解される。

実施機関は、協定単価とは、各地権者に補償額を提示する前の段階で、自治会等からの要望を受けて、統一的な単価により契約することについてあらかじめ合意された単価であり、明文の規定に基づくものではなく、また、有効期限についても通常定めることはないため、これを記載した文書は作成していないと説明している。

ところで、用地買収交渉において地権者に提示する価格については、将来にわたって不変のものではなく、地価の変動等に対応して見直す必要が生じることが想定されることである。

この点について実施機関は、協定単価は自治会等からの要望を受けて合意されるものであり、早期に契約が締結されることが見込まれることから、あらかじめ有効期限を定めるのではなく、将来見直す必要が生じた際には改めて算定し直すことにより対応していると説明している。

これらを勘案すると、有効期限を記載した文書を作成していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないと判断する。

#### (2) 〇〇〇円/㎡の鑑定書等の根拠

本件開示請求のうち「2. 〇〇〇円/㎡の鑑定書等の根拠」については、当該協定単価の算定根拠となる不動産鑑定評価書その他の文書の開示を求めているものと解される。

実施機関は、当該文書の保存期間は5年であり、開示請求時点においては当該保存期間は満了しているため既に廃棄したと説明している。

ところで、奈良県行政文書管理規則（平成13年3月奈良県規則第79号）第8条第2項は、保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができることとされている。

そこで、県道大和郡山広陵線道路事業においては未買収の土地が残っているため、当該文書について、

保存期間を延長した上で引き続き保存する必要性の有無を確認する必要がある。

この点について実施機関は、地権者に提示する価格は時間の経過に伴う地価の変動等に対応して見直すものであることから、平成11年に作成された当該文書を現在まで保存する必要性はなかったと説明している。

当該文書については、作成されてから開示請求時点まで十数年が経過していることから、当該文書を廃棄したという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(3) 協定単価より安く買収された事例（単価）

本件開示請求のうち「3. 協定単価より安く買収された事例（単価）」については、県道大和郡山広陵線道路事業において当該協定単価より安く買収された事例について記載された文書の開示を求めているものと解される。

実施機関の説明によると、過去に用地買収により取得した事例については、全て土地取得台帳等に記録しており、これを検索したところ、県道大和郡山広陵線道路事業の買収地で当該協定単価より安く買収された事例は存在しなかったとのことである。

これらを勘案すると、当該協定単価より安く買収された事例について記載された文書を作成していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成25年	7月	3日		
② 決定	平成25年	7月17日	付け	一部開示決定	
③ 異議申立て	平成25年	8月	2日		
④ 諮問	平成25年	8月19日			
⑤ 経過	平成26年	3月13日		第172回審査会	審議
	平成26年	5月14日		第173回審査会	審議